

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【入札説明書】 質問・意見に対する 回答の効力について	3							質問	第1回及び第2回質問・意見に対する回答は、効力を持つと考えてよろしいでしょうか。その場合の優先順位をご教示いただけますでしょうか。	第1回及び第2回質問・意見に対する回答は、入札説明書と一体のものとして取り扱いますが、入札説明書と第1回質問・意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書が優先されます。また、類似する質問に対して企業団の回答が異なる場合は、新しい回答が優先されます。
2	【入札説明書】 第1回、2回質問回答 について	3							質問	「入札説明書等の記載事項と、令和7年12月19日に公表した実施方針（案）に関する質問・意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書等を優先して適用する」と記載がございます。つまり、相違がない場合は実施方針（案）の質問回答を採用するという意味であり、第1回・2回質問回答は入札説明書等と相違がない限り有効であるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、類似する質問に対して企業団の回答が異なる場合は、新しい回答が優先されます。
3	【入札説明書】 提案上限価格	5	第1	2					質問	提案価格は、設計・施工（工事）費及び維持管理費の合計の提案上限価格を超えなければ、その内訳である設計・施工（工事）費又は維持管理費が上限を超えても良いと理解して宜しいでしょうか。	提案価格は、設計・施工（工事）費及び維持管理費それぞれに設定された提案上限価格以内としてください。
4	【入札説明書】 提案上限価格	5	第1	2					質問	提案上限価格の積算年月日（積算基準日）をご教示ください。	公告日とします。
5	【入札説明書】 質問回答について	7	第2	1	(2)	ウ			質問	これまで第1回、第2回質問を実施し、今回第3回質問・意見の受付の機会がございます。質問回答については、各事業特有のものを除き、3事業（綾瀬、伊勢原、相模原浄水場沈でん池設備整備事業）ともに共通の考え方であると理解して宜しいでしょうか。	事業ごとの質問回答を有効な書類として取り扱います。質問回答の内容が3事業共通の考え方として取り扱えるかについては、技術対話の際にご確認ください。
6	【入札説明書】 技術対話	8	第2	1	(2)	キ			質問	「企業団が技術提案で求める内容を伝えるため、企業団からも質問を行うほか助言も行う。」と記載がありますが、参加希望者に対する貴企業団からの質問を技術対話に先立って通知する予定はございますでしょうか。	現時点において、事前に通知する予定はありません。
7	【入札説明書】 技術対話について	8	第2	1	(2)	キ	(カ)	b	質問	技術対話補足資料について、任意の書面とありますが、word、Excel等のファイル形式及び文字の大きさや用紙サイズ等指定はなく、事業者の裁量にて判断して良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	【入札説明書】 技術対話について	8	第2	1	(2)	キ	(カ)	c	質問	「技術対話の結果は、後日、各入札参加者に電子メールで通知する。なお、企業団がすべての入札参加者に公開すべきと判断した技術対話の結果については、ウェブサイトに関開する。」とありますが、応募者の技術やノウハウに係る内容について公開を避けるため、公開の可否は応募者にも確認いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	【入札説明書】 技術対話について	8	第2	1	(2)	キ			質問	技術対話内容書（様式8）の「回答」について、空欄は、技術対話実施後に貴企業団にて入力する項目との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	【入札説明書】 見積価格について	10	第2	1					質問	入札説明書によれば、見積価格の提出期限が令和8年11月18日、開札日が令和9年1月27日とありますが、提出した見積金額は、令和9年1月27日まで、総合評価審査委員会の委員並びに企業団職員には一切開示されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	【入札説明書】 指名停止時の救済措置 について	12	第3	1	(2)	カ			質問	入札手続き中又は事業期間中に、構成企業又は協力企業が指名停止措置を受けた場合、『やむを得ない事情』に該当し、構成企業の変更が認められるという理解でよろしいでしょうか。	企業団と協議したうえで決定します。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
12	【入札説明書】 維持管理業務を実施 する企業の要件	14	第3	2	(3)	エ			質問	「公告の日前 10 年以内に、国内において、元請として、上水道施設における沈でん池設備の修繕及び保守点検業務の実績を有すること。なお、当該実績は、維持管理業務を実施する企業（JVを含む）で有していれば足りるものとし、修繕と保守点検業務は同一の契約に基づくものであることを要しない。」とありますが、維持管理JVを結成する場合、修繕、保守点検の実績は維持管理JVの構成する企業の1企業が該当すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理JVを構成する企業で、修繕及び保守点検業務の実績を有していることを求めます。
13	【入札説明書】 維持管理業務を実施 する企業の要件	14	第3	2	(3)	エ			質問	修繕・清掃・補修などの保全業務も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	修繕・保守点検の範囲については用語の定義に記載のとおりです。
14	【入札説明書】 維持管理業務を実施 する企業の要件につ いて	14	第3	2	(3)				質問	維持管理業務の一部を構成企業以外の企業に再委託することは可能でしょうか。	維持管理業務の一部を構成企業以外の企業に再委託することは可能ですが、その場合は、再委託先、業務内容等について、事前に企業団の承諾を得てください。
15	【入札説明書】 維持管理業務を実施 する企業の要件	14	第3	2	(3)				質問	維持管理業務の一部を構成企業以外の企業に再委託する場合、P14第32－（3）に記載している要件は不要と考えてよろしいでしょうか。	再委託先には、第32－(3)に示す条件は不要ですが、再委託先、業務内容等について事前に企業団の承諾を得てください。
16	【入札説明書】 低入札価格調査	15	第4	3					質問	低入札価格は工事、維持管理業務の各々に設定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	【入札説明書】 低入札価格調査対象 者となった場合の辞 退について	16	第4	5	(1)				質問	当該工事…配置予定技術者とは別に1名位以上専任では配置すること。とありますが、配置が不可能となった場合は辞退させていただくことは可能でしょうか。	辞退は可能ですが、辞退する旨を記載した届出をしてください。
18	【入札説明書】 低入札価格調査対象 者となった場合の辞 退について	16	第4	5	(1)				質問	当該工事…配置予定技術者とは別に1名位以上専任では配置すること。とありますが、配置が不可能となり辞退した場合、貴企業団の電子入札実施要領に則り以後の入札において不利益な扱いをうけることは無いという認識でよろしいでしょうか。	正式な手続きにより辞退した場合において、不利益な扱いを受けることはありません。
19	【入札説明書】 落札後の手続きにつ いて	16	第4	6	(2)				質問	落札は、…合意する。とありますが、内訳明細書の提出日は工事請負契約締結の何日後を想定していますでしょうか。	日数の設定はないため、双方の協議により決定します。
20	【入札説明書】 落札後の手続きにつ いて	16	第4	6	(2)				質問	単価合意は工事請負契約締結の何日後を想定していますでしょうか。	日数の設定はないため、双方の協議により決定します。
21	【入札説明書】 落札後の手続きにつ いて	16	第4	6	(3)				質問	落札は、…合意する。とありますが、内訳明細書の提出日は業務委託契約契約日の何日後を想定していますでしょうか。	日数の設定はないため、双方の協議により決定します。
22	【入札説明書】 落札後の手続きにつ いて	16	第4	6	(3)				質問	単価合意は業務委託契約締結の何日後を想定していますでしょうか。	日数の設定はないため、双方の協議により決定します。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【落札者決定基準】 選任する業務責任者の技術的能力の自己評価方法について	2		1	(1)	ウ			質問	選任する業務責任者の技術的能力について、累計5年間の同種業務委託の実績を有していれば2点として評価して良いとの理解でよろしいでしょうか。	提出いただく実績に関する調書に記載の実績及び業務概要等を確認し、判断します。
2	【落札者決定基準】 配置技術者について	2		1	(1)	ウ			質問	落札者決定基準における「専任する監理技術者及び現場代理人の技術的能力（累計5年間の同種機械工事の実績）」について、評価対象となる実績の範囲（監理技術者、現場代理人、主任技術者、担当技術者、現場担当者等の従事立場、製作期間と現地施工期間で異なる技術者を配置する場合の評価対象者の考え方、実績確認資料として認められる書類の範囲（CORINS、社内経歴書等））をご教示ください。	監理技術者及び現場代理人として、現場施工に従事した期間を評価します。 実績確認資料については、CORINS等の第三者機関が証明する資料を求めます。それら資料が用意できない場合は、経歴書、実務経験証明書等、業務内容と従事期間が確認できる資料を添付し、入札参加者（企業）として相違ないことを記載・押印した資料を提出してください。
3	【落札者決定基準】 プレゼンテーションについて	5		4					質問	プレゼンテーションは入札説明書に記載にある通り、提案内容を補足するための実施であるため、プレゼンテーション自体は評価の対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	【落札者決定基準】 プレゼンテーションについて	5		4					質問	「プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。 プレゼンテーションは提案書類に記載した内容に限るものとし、追加資料の配布は認めない（プレゼンテーション内容の印刷物の配布は認める）。 」とありますが、プレゼンテーション用に提案書に記載はないが、文言を総合評価審査委員会の委員の方々に伝わりやすいように新たに作成することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	分かりやすい言葉で説明することは構いませんが、提案書に記載の内容をプレゼンテーションしてください。
5	【落札者決定基準】 技術提案の審査項目及び配点について	6		No. 10					質問	「累計5年間の同種機械工事及び同種機械設備の維持管理業務の実績。」とありますが、同種機械設備とは、浄水場における浄水工程での機械設備との理解でよろしいでしょうか。	上水道、工業用水道、下水道施設におけるフロキュレーターまたは汚泥掻寄機となります。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【基本協定書 (案)】 事業の内容	1	2条						質問	要求水準書のみ質問回答も含む旨が規定されていますが、要求水準書以外の文書に対する質問回答についても同様に扱われるべきと考えますので、修正いただけますでしょうか。	入札公告に関する質問回答についても同様に扱います。
2	【基本協定書 (案)】 事業の内容について	1	2条						質問	事業の内容を規定するものに、伊勢原浄水場沈でん池設備更新工事請負契約及び伊勢原浄水場沈でん池設備維持管理業務委託契約が含まれておりませんが、これらの契約に事業内容の詳細が定められておりますので、これらの契約も含むべきと考えます。追加を検討いただけますでしょうか。	工事請負契約及び維持管理業務委託契約は基本協定記載の「その他一切の文書」に含まれます。
3	【基本協定書 (案)】 整備事業期間について	1	3条						質問	第2回質問に対する回答_要求水準書（案）において、沈澱池の1系列当たりの停止期間として1年半をお見込みのようですが、要求水準書で予定されている伊勢原浄水場監視制御設備改良工事の契約開始が令和10年と記載されております。1年半で1系列分の電気設備の改造が完了しなく、機械の更新工事に遅延が発生した場合は、契約不履行とはならないということによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、応募者が技術提案資料を提出する際には、その遅延する可能性を踏まえ、工事工程を検討することを求めます。
4	【基本協定書 (案)】 契約不適合責任等	2	5条	1 2					質問	対象施設の契約不適合や維持管理業務の成果物が要求水準書の定める基準、水準等を満たすか否かについて、「貴企業団が合理的に判断した場合を含む」と明記されていますが、貴企業団の裁量により契約不適合と判断された場合、乙に不測のリスクが生じますので、「合理的」と判断する一定の基準について明示していただけないでしょうか。	合理的と判断する一定の基準を示すことはできませんが、企業団が一方的に判断するものではなく、双方協議のうえ、決定するもののご理解ください。
5	【基本協定書 (案)】 契約不適合責任について	2	5条	2					質問	工事JVと維持管理JVは別々の契約に基づいて契約履行責任を負うため、維持管理JVの損害賠償請求先は、工事JVとせずに契約当事者である甲としていただけますでしょうか。	維持管理JVに生じた損害が、本事業の新設設備の不具合等に起因する場合は、工事JVがこれを直接賠償することが、設計建設・維持管理一体の事業として合理的と考えており、当該事業のコンセプトですので原文のとおりとします。
6	【基本協定書 (案)】 債務不履行等について	2	7条						質問	事業者の責によらず本基本協定の義務が履行できない場合も考えられるため、「乙の責に帰すことができない事由により当該義務の履行ができない場合には、乙は損害を賠償する義務を負わない」旨の追記をいただけますでしょうか。	第7条の冒頭に「甲又は乙は」と記載しているため、ご質問の意図は含まれているものと考えます。
7	【基本協定書 (案)】 契約不適合責任等	4	8条	4					質問	貴企業団は、解除事由を問わず、工事請負契約又は維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合には、直ちに他方の契約を解除できる旨が規定されています。貴企業団の都合や不可抗力による解除など、乙に何ら帰責事由が無い場合であっても、他方の契約から一方的に契約を解除されてしまうことにより乙に不測のリスクが生じますので、解除事由については乙に帰責事由がある場合に限定していただけないでしょうか。	基本協定書第8条については、企業団の都合により一方的に解除できるものではありません。
8	【基本協定書 (案)】 秘密保持について	5	11条	2	(5)				質問	本号に基づき、情報の開示が行われる場合、事業者事前に通知（内容の性質上、難しければ事後の通知）がなされるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該情報の開示は必要最小限の範囲で行われ、当該開示以後も秘密情報として扱ってもらえるとの理解でよろしいでしょうか。	第2号(5)については、法令及び裁判所等の命令に従い判断するため、事業者への事前通知ができないケースも想定されます（なお、当該通知は契約上の義務ではございません。）。開示範囲についても、企業団で判断できる事項ではございませんが、法令及び裁判所等の命令を踏まえて不要な範囲を開示するものではございません。開示以後は、「公知である情報」その他秘密情報として取り扱わない旨の規定に該当しない限りは、秘密情報として取り扱われます。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【建設工事請負契約書（案）】 請負金額の変更等	5	25条 26条						質問	国土交通省の中央建設業審議会が公表している「公共工事標準請負契約約款」で規定されている、第1項、第3項及び第7項の協議について請負人からの意見の趣旨を出来る限り 勘案し十分な協議を行うよう留意すると共に、協議不成立等を理由とする不利益取扱禁止に関する条項が本契約では記載されていませんが、本契約においても当該規定が考慮されると理解して宜しいでしょうか。	現段階では、建設工事請負契約書のとおりでとなります。
2	【建設工事請負契約書（案）】 賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更について	5	26条	2					質問	第26条第2項の全体スライドでは「1,000分の15を超える額」と規定されていますが、第5項の単品スライド条項及び第6項のインフレスライド条項については、受注者負担割合に関する規定が見当たりません。単品スライド条項及びインフレスライド条項における受注者負担については、国土交通省標準工事請負契約約款及び関連運用基準に準拠し、受注者負担割合を1,000分の10として運用するとの理解でよろしいでしょうか。また、異なる考え方を採用している場合は、その算定方法をご教示ください。	単品スライド条項及びインフレスライド条項については、ご理解のとおりです。 なお、当企業団HPの 入札情報＞入札・契約制度内に運用マニュアルがございますのでご確認ください。
3	【建設工事請負契約書（案）】 契約構成書面等適用の優先順位	14	64条						質問	第61条1項3号にて、要求水準書に対する質問回答は要求水準書に含まれる旨が定義されているのに対し、工事請負契約や基本協定書に対する質問回答については適用有無や適用の優先順位が規定されておらず、取り扱いが把握できません。これらの質問回答についても要求水準書の質問回答と同様に取り扱われるべきと考えますので、修正いただけますでしょうか。	入札公告資料に関する質問・回答についても同様に扱います。
4	【建設工事請負契約書(案)】 著作権の譲渡等	14	65条	2 3					質問	設計成果物の内容を請負人の承諾なく自由に貴企業団が公表できる旨、設計成果物が著作物に該当しない場合には、請負人の承諾なく自由に改変出来る旨が記載されております。（業務委託契約書9条にも同様の記載。） しかし、設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱第16条には、「入札参加者から提出された技術資料等の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、企業団は、技術提案などを外部に公表する場合及び入札参加者の承諾を得た場合は、技術資料を無償で使用する事が出来る」との記載があります。 そのため、請負契約について修正いただけますと幸いです。	請負契約では、本事業の成果物に対して定めるものであり、入札実施要項は入札参加者が提出する技術資料（技術提案書等）に対する記述であり、対象が異なっています。 そのため、工事請負契約の修正は考えておりません。
5	【建設工事請負契約書(案)】 違約金及び賠償金の定めに関する特則	15	77条						質問	違約金又は賠償金は、損害賠償額の予定ではない旨が規定されています（業務委託契約書第62条も同様）。 国土交通省の中央建設業審議会が公表している「公共工事標準請負契約約款」では、違約金（賠償金）は損害賠償額の予定や賠償額の限度として扱われていることと比較すると、請負人は過大な損害賠償責任を負うこととなりますので、本条の特則については見直しをしていただけないでしょうか。	見直しは考えておりません。 原文のとおりとします。
6	【建設工事請負契約書（案）】 技術提案等の履行確認について	15	80条						質問	第80条に規定する「標準案によるものとされた項目」とは、何を指しているのかご教示下さい。	本事業の「要求水準書」に基づき、事業者が独自の技術提案を行わず、企業団があらかじめ設定した標準案に従って実施することとした項目を指します。
7	【建設工事請負契約書（案）】 プロフィットシェア	16	81条						質問	請負人の創意工夫等による改善提案により、コスト削減に至った場合、貴企業団の判断により請負代金を減額することが可能となっています。（業務委託契約書65条も同様）コスト削減分が全て請負代金の減額とならないよう、請負人の貢献分（利益）について協議の場を設けていただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
8	【建設工事請負契約書（案）】 リスク分担表：不可抗力について	17	別添 1	No. 4 3					質問	不可抗力について生じた損害の一部について事業者も負担する旨が規定されていますが、当該負担については、工事請負契約書第30条の規定に基づく負担と理解して宜しいでしょうか。（業務委託契約も同様と理解しています）	ご理解のとおりです。
9	【建設工事請負契約書(案)】 別添 1 リスク分担表	18	別添 1	No. 4 5					質問	「環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の対策に関するもの」について、要求水準書や閲覧資料等では具体的な明示がされていないと理解しております。このため、環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の調査費は提案事業者が提案価格に見込んで受注後に実施するものとし、アスベスト調査等の結果から対策が必要となった場合、その対策費は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。（入札上限価格に調査費が考慮されており、必要な調査期間が工期に見込まれているという前提です）	ご理解のとおりです。
10	【建設工事請負契約書(案)】 別添 1 リスク分担表	18	別添 1	No. 4 6					質問	「埋蔵文化財の存在に関するもの」について、本事業は、既設土木構造物上に設置されている機械設備を更新するという工事内容ですが、埋蔵文化財の存在がリスクとなるケースは具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。また、埋蔵文化財の存在に関する資料は明示されていないと理解しておりますが、万が一機械設備更新工事において埋蔵文化財の存在によって工事の停止が必要となった場合、工期延期は認められるという理解で宜しいでしょうか。	本事業はご指摘の通り既設土木構造物上の設備更新が主たる工事内容ですが、以下のようなケースにおいて埋蔵文化財の調査や保護措置が必要となる可能性を想定し、項目を設けています。 ・屋外配管、配線の埋設工事 ・工事用クレーンの基礎設置や、重機車両の走行路確保のための地盤改良・掘削が必要となる場合 なお、埋蔵文化財の存在により工事の停止が必要となった場合の工期延期については、ご理解の通りです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【維持管理業務委託 契約書（案）】 業務委託料の請求	1	5条	2					質問	「乙は、前項の規定にかかわらず、履行期限が1箇月を超える業務については、当該月毎に委託業務完了届を提出し、検査に合格した業務に係る業務委託料を甲に請求することができる。」とありますが、業務完了届は毎月提出し、別添1の通り、支払いは原則年払いであるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務委託契約書（案）第49条に示すとおり、第5条は適用外ととしています。 支払いについては、別添1のとおりです。
2	【維持管理業務委託 契約書（案）】 業務の方法等	1	7条	2					質問	受注者の従業員の行為は全て受注者の責任となっていますが、貴企業団の指示に従った場合等まで責任を負うとすると過大な責任となりますので、受注者に帰責事由がない場合は、責任を免除していただけないでしょうか。	受注者の帰責事由の有無については、双方協議により決定します。
3	【維持管理業務委託 契約書（案）】 条件変更等	3	16条	5					質問	「前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」とありますが、条件の変更が発生した場合には、第23条の通り、甲乙間で協議の上、業務委託料の変更が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	第49条において、第16条第1項1号は適用外としています。また第16条第1項2号から5号について、設計図書の作成は事業者であることを踏まえると、第16条第5項は、現状では想定する事象がないと考えています。
4	【維持管理業務委託 契約書（案）】 甲の請求による履行 期間の延長	3	21条	1 2					質問	貴企業団は、特別の理由によって履行期間の短縮および受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間の変更を求めることができる旨が規定されていますが、その特別の理由について想定事由がありましたらご教示いただけないでしょうか。	現状で想定する事由はありません。
5	【維持管理業務委託 契約書（案）】 業務委託料の変更に 代える設計図書の変 更	4	27条	1					質問	貴企業団は、特別の理由によって業務委託料又は負担すべき費用に代えて設計図書を変更することが出来る旨が規定されていますが、その特別の理由について想定事由がありましたらご教示いただけないでしょうか。	現時点において具体的な想定は有りませんが、インフレや経済情勢の急変により特定のコストが著しく上昇した際、増額で対応するのではなく、業務の効率化や範囲の縮小等（設計図書の変更）を行うことで、支出を適正な範囲に留める必要がある場合等を想定しています。
6	【維持管理業務委託 契約書（案）】 保険について	8	45条						質問	維持管理業務を行う際に事業者が付保すべき保険について、要求水準書に明記がございません。つきましては、事業者が付保すべき保険の種類や要求水準をお示しいただけますでしょうか。 なお、昨今の自然災害の頻発等に伴い火災保険料が高騰しております。適正な価格での応札を可能とするため、火災保険の付保は要求水準とはせず、共済保険の活用を認めるなど、柔軟な制度設計をご検討いただきたく存じます。	保険は、維持管理業務委託契約書に記載されているとおりであり、加入については事業者の任意となります。
7	【維持管理業務委託 契約書（案）】 特約条項の総則	9	48条	7 8					質問	違約金及び賠償金における算定基礎が「履行期間全体における維持管理に係る対価の10分の1」と読み替えられていますが、本件事業の維持管理期間が21年と長期間となるため極めて多額の違約金、賠償金となります。既に受注者が受領した維持管理の対価（サービス対価A及びB）の10分の1と限定していただけないでしょうか。	見直しは考えておりません。 原文のとおりとします。
8	【維持管理業務委託 契約書（案）】 契約構成書面等適用 の優先順位	9	51条						質問	第48条1項3号にて、要求水準書に対する質問回答は要求水準書に含まれる旨が定義されているのに対し、維持管理業務委託契約や基本協定書に対する質問回答については適用有無や適用の優先順位が規定されておらず、取り扱いが把握できません。これらの質問回答についても要求水準書の質問回答と同様に取り扱われるべきと考えますので、修正いただけますでしょうか。	入札公告資料に関する質問・回答についても同様に扱います。
9	【維持管理業務委託 契約書（案）】 サービス対価の算定 方法及び支払時期	12	別添 1	2	(3)				質問	入札額には計画外修繕の金額は含まないと理解してよろしいでしょうか。 また、計画外修繕業務の発生事由について受注者に帰責事由がない場合は、貴企業団がその責任を負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
10	【維持管理業務委託 契約書（案）】 維持管理に係る対価 の支払いについて	13	別添 1	3	(2)				質問	「改定率の算定として用いる指数は、甲と乙が協議 の上で決定する。また、市場の変動等により、改定 率として用いる指数が実態と整合しなくなった場合 には、甲と乙が適宜協議を行い変更するものとし る。」とありますが、改定指標は人件費、材料費、 修繕費、その他経費それぞれで設定するとの理解で よろしいでしょうか。	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライ ド条項の適用について」とその「手引き」を参 照してください。
11	【維持管理業務委託 契約書（案）】 賃金又は物価の変動 によるサービス対価 の変更	13	別添 1	4	(2)				質問	事業期間中、1000分の15を超えない部分の負担が重 なれば、事業者に過度な負担が生じることが懸念さ れます。つきましては、サービス対価の変更を行う こととなった場合、1000分の15を超えない部分も含 めてご負担いただく内容へ修正いただけますでし ょうか。	国土交通省又は神奈川県の「公共工事標準請負 契約約款」に準じて設定しており、原文のとおり とします。
12	【維持管理業務委託 契約書（案）】 維持管理に係る対価 の支払いについて	13	別添 1	4	(2)				質問	「甲又は乙は、前号の規定による請求があったとき は、甲は、当該費目のサービス対価の改定率の増減 が 1,000分の15を超過することを確認した場合は、 甲乙協議の上、1,000分の15を超える額につき、当 該費目のサービス対価の変更に応じなければならない。」とあります。 1,000分の15を超過した場合、1,000分の15分までは 乙側で負担し、1,000分の15を超える額のみがサー ビス対価の変更として請求できるとの理解でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。 1,000分の15分までは、甲又は乙の負担となりま す。
13	【維持管理業務委託 契約書（案）】 賃金又は物価の変動 によるサービス対価 の変更	13	別添 1	4	(4)				質問	事業期間中の物価変動をよりの確に反映いただきたく、12月を経過せずとも可能な限り実情に合わせて迅速に変更の請求ができる内容へ修正いただけますでしょうか。	企業団の他の事業についてもこの考え方に基づ いて実施しているため、修正は考えておりませ ん。
14	【維持管理業務委託 契約書（案）】 賃金又は物価の変動 によるサービス対価 の変更	13	別添 1	4	(5)				質問	「第3号において考慮されている変動要素」が把握 できないため、当該考慮済みの変動要素をご教示い ただけますでしょうか。また、サービス対価が著し く不相当と認定される基準も併せてご教示いただ けますでしょうか。	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライ ド条項の適用について」とその「手引き」を参 照してください。
15	【維持管理業務委託 契約書（案）】 インフレスライドに ついて	13	別添 1	4	(5)				質問	「日本国内における急激なインフレーション又はデ フレーション等が生じ、サービス対価が著しく不適 当となった費目があるときは、甲及び乙は前各号の 規定にかかわらず、当該著しく不相当となった費目 のサービス対価の変更を請求することができる。」 とありますが、これは建設工事のインフレスライド の考え方に準ずるとの理解でよろしいでしょうか。	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライ ド条項の適用について」とその「手引き」を参 照してください。
16	【維持管理業務委託 契約書（案）】 違約金の発生	15	別添 2	3	(1)	イ			質問	要求水準等未達の確認した時点で即時に減額ポイン トが計上され、違約金が発生するのは、事業者にと って過度な負担を強いるものであると考えます。 実損が生じれば、賠償がなされることも踏まえ、要 求水準等未達の確認時点において是正レベル1～3ま では減額ポイントの計上は行わない内容への修正や 一定期間内までに改善が見込まれるようであれば減 額ポイントの計上を留保するといった規定を設ける 修正をご検討いただけますでしょうか。	要求水準又は提案内容の未達内容をモニタリン グにおいて、状況を確認し、双方協議したうえ で、是正が必要であるかを判断します。 そたのため、即座に減額ポイントが計上されるも のではないものとご理解ください。
17	【維持管理業務委託 契約書（案）】 不可抗力リスクの優 先適用について	16	別添 3	※1					質問	不可抗力に起因して性能未達が生じた場合、当該事 象については不可抗力のリスク分担が優先して適用 されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、不可抗力かどうかは双 方協議により決定します。
18	【維持管理業務委託 契約書（案）】 性能保証リスクにつ いて	17	別添 3	44- 47					質問	沈でん池出口濁度等の性能保証について、事業者の 責めに帰さない事由により生じた性能未達につい ては、事業者は補償責任を負わないという理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	【維持管理業務委託 契約書（案）】 是正レベルについて	14	別添 2	3	(1)	ア			質問	レベル3に規定される「綾瀬浄水場沈でん池設備が 停止となる事象」について、対象となる停止事象の 具体例をご教示ください。	維持管理上予定される停止を除き、事業者の責 によって伊勢原浄水場沈でん池設備が停止した 場合及び停止を余儀なくされた場合等を想定し ています。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】 技術提案等が達成されなかったときの対応などについて	6	17条	4項					質問	第17条2項について、技術提案が達成されなかった場合は、記載の通りまずは改善指示があり、それでも達成できなかった場合に契約解除を行使する場合があるという理解で宜しいでしょうか。 また、この技術提案未達によって契約解除権が行使された場合に、4項記載の違約金（技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額分）を支払う必要があるという理解で宜しいでしょうか。 なお、請負金額の10分の1に相当する違約金については、工事請負契約第52条第2項に記載の違約金を指しているという理解で宜しいでしょうか。	第1段落目の質問についてはご理解のとおりです。 違約金については、技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額分のほか、請負金額の10分の1に相当する違約金を支払うこととなります。 工事請負契約約款第52条とは別になります。
2	【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】 違約金の計算について	6	17条	4項					質問	第17条第4項の違約金算定において、「評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算」とありますが、価格評価点が上限値（20点）を超える場合の取扱いをご教示ください。 例えば、落札時の評価値が85点（技術評価点70点、価格評価点15点）であった者について、技術提案未達により技術評価点が60点となった場合、落札時と同一の評価値（85点）を実現するためには価格評価点25点相当が必要となります。 このような場合、 ①価格評価式をそのまま用いて再計算するのか ②価格評価点の上限20点を前提とするのか ③その他の算定方法によるのか ご教示いただけますと幸いです。	詳細については、「総合評価方式ガイドライン」を参照してください。
3	【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】 違約金の計算について	6	17条	4項					質問	第17条第4項に定める違約金について、技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額を違約金算定の基礎とする規定が設けられていますが、同一の技術提案未達であっても、応札価格が高い事業者ほど違約金額が大きくなる一方、最低価格付近で応札した事業者は違約金額が小さくなる結果となるものと理解しております。 このため、技術提案未達の程度と違約金額が必ずしも比例しないように見受けられますが、このような理解でよろしいでしょうか。 また、上記理解のとおりである場合、同一の技術提案未達であっても応札価格によって違約金額に大きな差が生じることから、違約金額の算定方法について見直しをご検討いただけないでしょうか。	技術提案の未達は、様々な状況が考えられるため、必ずしも未達の程度と違約金額は比例するものではないと考えていますが、現段階において違約金額の算定方法に関する見直しは考えておりません。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【提出書類作成要領 及び様式集】 用紙サイズの相違に ついて	2							質問	様式Ⅳ－7－1－①（基本方針に関する提案）は、様式集内の一覧表では「A4×2枚」ですが、様式本体の注記では「A3判2枚」と記載が一致していませんので、いずれかに統一していただけますでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
2	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式の余白について	3	第2	3	(イ)				質問	様式Ⅳ－7－1～4の技術提案書の様式について、「様式枠内の説明文等は削除して作成すること。ただし、図表等は様式枠内に記載すること。」と記載されていますが、説明文削除後、様式の枠や余白を変更しても差し支えないでしょうか。 また、説明文等は削除しても、◎「 社」（「 」は枠を表現）の部分は残しておくという理解でよろしいでしょうか。	説明文削除後、様式の枠や余白を変更しても差し支えありません。 ◎、*太枠内に記述、（文字サイズ11p t）は削除しても構いません。
3	【提出書類作成要領 及び様式集】 提案書類のインデッ クスについて	3	第2	3	(コ)				質問	「インデックスシールを貼付すること」と記載されていますが、インデックスシールの代わりに、インデックスシート（耳付き用紙）を挿入する方法でも差し支えないでしょうか。 また、「評価項目ごとにインデックスシールを貼付すること」と記載されていますが、インデックスの区分は大項目（例：「事業全体に関する項目」「設計施工業務に関する項目」等）ごとに設定するとの理解でよろしいでしょうか。	インデックスシートの挿入で問題ありません。 区分につきましてはご理解のとおりです。
4	【提出書類作成要領 及び様式集】 正本・副本企業名記 載について	3	第2	3	(サ)				質問	「副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難い書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りとすること。」との記載がありますが、正本のみに企業名対応表を添付し、その他のページについては副本と同一の内容（企業名を記載しない）として提出しても差し支えないでしょうか。	副本のみ、応募者名や構成企業名が特定されないようアルファベット標記や黒塗りの対応としてください。 正本については、応募者名や構成企業名を記載してください。
5	【提出書類作成要領 及び様式集】 要求水準適合チェッ クシートについて	3	第2	3	(ス)				質問	（様式Ⅴ-2）要求水準適合チェックシートの公表をお願いいたします。	要求水準チェックシートは不要であるため、様式集を修正します。
6	【提出書類作成要領 及び様式集】 「技術提案書の提出 様式」の表紙の番号 について	21							質問	「Ⅱ技術提案書の提出様式」と記載されていますが、「Ⅲ技術提案書の提出様式」の誤記であると理解して宜しいでしょうか。	「Ⅲ技術提案書の提出様式」の誤りです。様式集を修正します。
7	【提出書類作成要領 及び様式集】 「提案書類提出一覧 表」の表内の文言に ついて	22							質問	表中の様式Ⅳ-7-2 のグレー帯項目に「技術提案書（設計・工事に関する事項）」と記載されていますが、頁34/35では、「技術提案書（設計施工業務に関する事項）」と記載されています。どちらを正とすべきでしょうか。	「技術提案書（設計・工事に関する事項）」の誤りです。様式集を修正します。
8	【提出書類作成要領 及び様式集】 「様式Ⅳ－7－1－ ①」の様式サイズに ついて	31							質問	最下段に「※この様式はA3判2枚で作成してください。」と記載されていますが、頁2の表2：「入札書及び技術提案書等」では「A4×2枚」と記載されています。どちらを正とすべきでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
9	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式Ⅳ-7-4について	41							質問	様式Ⅳ-7-4で「上記に示す提案項目以外の内容」とありますが、他様式に記載した提案内容と同じ内容の場合は、評価されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【要求水準書】 維持管理業務の見直しについて	12	第1	6	(10)				質問	「本事業対象外の設備については、～、速やかに企業団及び運転維持管理業務委託の受注者と調整すること。」とありますが、事業者は運転維持管理業務委託受託者の業務に影響が出ないように本事業遂行の調整を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	【要求水準書】 維持管理業務の見直しについて	12	第1	6	(9)	ウ			質問	「維持管理業務における定期的な業務内容の検証、見直し」とありますが、業務内容の検証方法等については、事業者側にて検討した内容にて承認いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	業務内容の検証方法について、検討した内容を企業団に提示し、双方で協議したうえ決定します。
3	【要求水準書】 排泥弁の現状課題	18	第2	1	(1)	ウ	(オ)		質問	「原水高濁度時に排泥弁の不具合などにより、排泥待ちの状態が発生することがある。」について、具体的にはどのような不具合でしょうか。 「また、排泥ピット内で排泥の流路が形成され、適切に排泥できていない。」の要因は、排泥弁の不具合によるものでしょうか。 また、現在この課題に対してどのように対処しているのかご教示をお願いします。	排泥弁の開閉動作不良や配管からのエア漏れ等により、予定していた排泥が完了せず、待機する次弁の排泥工程へ移行できない「排泥待ち」が生じることがあります。 排泥ピット内の流路の形成については、現段階で要因は不明です。 排泥待ちの状態が発生した際には、管理室のオペレーターによる操作等により対応しています。
4	【要求水準書】 排泥弁の現状課題	18	第2	1	(1)	ウ	(オ)		質問	「原水高濁度時に排泥弁の不具合などにより、排泥待ちの状態が発生することがある。」について、この不具合は排泥弁の更新により改善される見込みであるという理解でよろしいでしょうか。 「また、排泥ピット内で排泥の流路が形成され、適切に排泥できていない。」について、排泥弁の更新によって改善されるものと考えられるのでしょうか。	排泥弁や排泥流路の形成による不具合について、事業者の改善提案により、不具合の解消が図られることを期待するものです。
5	【要求水準書】 統括責任者	18	第2	1	(2)				質問	プロジェクトマネージャーの実績は、発注者又はアドバイザー等の発注者支援における実績も対象となりますか。	設計・工事業務における実績を対象とします。
6	【要求水準書】 統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「設計・施工（工事）期間全体を通じて、本事業全体を統括する責任者を配置すること。～、業務を実施した経験を有すること。」とありますが、工事における現場代理人とは別に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	統括責任者と現場代理人の兼務は可能です。 ただし、その場合は、事業全体を統括し、現場施工に関しても円滑に行う能力が求められます。
7	【要求水準書】 統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「設計・施工（工事）期間全体を通じて、本事業全体を統括する責任者を配置すること。～、業務を実施した経験を有すること。」とありますが、事業の進捗管理などが遂行可能であれば、現場に常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	【要求水準書】 フロキュレーター駆動装置部の基礎形状について	21	第2	3	(3)	ウ	(ア)		質問	フロキュレーターの更新に当たり、駆動装置側の基礎高さを変更する必要があると考えてよろしいでしょうか。 その場合は、現地調査した結果、駆動装置側の機械基礎形状が閲覧資料の内容と異なっております。更新後の資料を開示願います。	前段はご理解のとおりです。 該当資料は準備できないため、契約後の現地調査でご確認ください。
9	【要求水準書】 電動排水弁について	21	第2	3	(3)	オ	(カ)		質問	既設電動仕切排水弁の弁体製作メーカーと仕様書の開示をお願いいたします。	第4回閲覧資料で公表します。
10	【要求水準書】 更新対象外の設備改造	23	第2	3	(3)	キ	(ク)		質問	「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること」について、既設設備改造に要する費用の大小は技術提案の評価に影響すると理解してよろしいでしょうか。	技術提案の評価には影響しません。

第3回質問に対する回答_公告資料等										対象事業：伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業	
質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
11	【要求水準書】 既設再利用品の修繕責任について	23	第2	3	(3)	オ	(ク)		質問	電動仕切排水弁の電動アクチュエーターについて既設品を再利用する取扱いが示されておりますが、事業期間中に当該既設アクチュエーターの経年劣化による故障や性能不足が生じた場合、その修繕・更新に係る責任及び費用負担は貴企業団のご負担となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	【要求水準書】 電機設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(エ)		質問	(ウ)の提案…別途発注するため」とありますが、工事期間中の施工不良などで電気設備側に不具合が発生した場合の補修費用は全て事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の責による不具合であると判断した場合は、その補修費用は事業者負担となります。
13	【要求水準書】 電機設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(エ)		質問	(ウ)の提案…別途発注するため」とありますが、工事期間中の施工不良などで電気設備側に不具合が発生した場合の補修方法は貴企業団に承諾をとる必要はありますでしょうか。	補修方法は企業団と協議のうえ決定する必要があるため、承諾を得る必要があります。
14	【要求水準書】 電気設備の改造	23	第2	3	(3)	キ			質問	技術提案時に提案する更新対象外設備改造内容（既設監視制御設備、電源盤、VVVF盤等に係る改造内容）については、技術提案時点で入手可能な資料に基づく概略検討結果として整理するものとし、契約後の現地調査及び詳細設計により判明した改造内容（信号点数、信号仕様、インターロック条件、制御内容その他必要な改造範囲）の増減については、本事業の要求機能を満足する範囲において許容されるものと考えて宜しいでしょうか。（改造範囲の差異が生じた場合については、本事業の要求機能を満足する範囲において変更可能と考えて宜しいでしょうか）	変更可能です。
15	【要求水準書】 ケーブルの離線について	23	第3	3	(3)	キ	(フ)		質問	電源盤及び計装盤に接続しているケーブルの離線は、既設電気設備メーカーの立会いの下、本工事にて実施し、費用も見込む認識でよろしいでしょうか。また、復旧後の動作試験等も電気設備の品質の観点から、本工事にて既設電気メーカーへ依頼して行うものと考えてよろしいでしょうか。	ケーブル離線作業は事業者が行い、離線時の立会いは、企業団が別途工事で既設電気設備メーカーへ依頼します。また、結線後の動作試験は事業者と別途工事の既設電気設備メーカーが双方で協議・確認して実施してください。
16	【要求水準書】 維持管理業務について	28	第4	1	(2)	※3			質問	新設設備は、事業者提案に基づいた内容及び頻度で維持管理を行う。とあります。一方で同1（1）維持管理に関する一般事項に企業団の維持管理業務委託共通仕様書を原則として、業務と行うとあります。民間の創意工夫を活かすという本事業の目的から鑑みて維持管理業務は事業者提案に基づいて実施するという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。企業団の維持管理業務委託共通仕様書は参考としてお示しするものです。
17	【要求水準書】 事業範囲について	29	第4	1	(3)				質問	表4-2の対象設備に継続利用設備が含まれておりますが、28頁の表4-1では事業者が主体となる設備に含まれておりません。継続利用設備の点検、維持管理業務（点検及び修繕業務）については範囲外との理解でよろしいでしょうか。	28頁の表4-1に記載の既設土木構造物が対象となります。その他既設設備に関しては、伊勢原浄水場運転維持管理業務委託受注者により継続利用設備の点検を行うため、範囲外となります。
18	【要求水準書】 作業従事者について	30	第4	1	(6)	イ			質問	作業従事者には事業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	【要求水準書】 維持管理業務の体制について	31	第4	1	(9)	イ			質問	「維持管理業務の期間において、新設設備の事故及び故障が発生した場合に、24時間以内に必要な技術者を参集させ、適切な処置を講ずるほか、部品の調達、その他復旧に必要な措置ができる体制を確立すること。」とありますが、事故及び故障対応の対象は新設設備との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	【要求水準書】 緊急出動単価の事前設定について	31	第4	1	(9)				質問	新設設備の夜間・休日における事故・故障発生時の技術者参集（緊急出動）に係る費用は、計画外修繕の実績払いの対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、出動に係る単価等はあらかじめ協議・設定しておくという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責による事故・故障でない場合は、ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
21	【要求水準書】 事務所について	32	第4	1	(11)				質問	第3章 施工（工事）に関する要求水準には「現場事務所等の用地は、企業団と協議のうえ、浄水場管理用地に設置することができるが、協議の結果、管理用地内に設置できない場合は、事業者は自らその用地を確保すること。」とあります。 第4章 維持管理業務に関する要求水準には「執務室等の貸与 本業務において執務室等の貸与は行わない。」とあります。工事期間中に浄水場内に設置した現場事務所について、維持管理期間中も継続して設置・使用し続けることができるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間中も企業団の管理用地内に現場事務所を設置する場合は、浄水場内の管理用地に余裕があり、かつ企業団の業務に支障がないと判断される場合に限り、企業団と協議のうえ決定します。
22	【要求水準書】 支給工具について	32	第4	1	(12)	カ			質問	支給品及び貸与品には「 既設設備の点検作業に必要な機器に付属する専用工具は企業団から支給する。」とあります。 支給される専用工具の品目をご提示いただけますでしょうか。	現段階で予定している専用工具はありませんが、ロトルク製バルブコントローラーの初期設定及びパラメーターの確認を行うことが可能な専用リモコンを貸与する予定です。
23	【要求水準書】 業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ウ			質問	「事業期間終了日の翌日以降も企業団又は次期事業者への技術協力を求められた場合は、引続き技術指導を行うこと」とありますが、技術指導を行う期間は、維持管理契約書 第43条に定められた「契約不適合責任期間（1年間）」と理解してよろしいでしょうか。適正な応札額を検討するため質問させていただきます。	事業期間終了日以降の技術協力については、双方合意した協力内容に応じて必要な費用を別途契約することを想定しています。そのため、本事業の応札額に含める必要はありません。
24	【要求水準書】 車両について	34	第4	1	(19)	イ			質問	場内車両の運行について記載がありますが、維持管理期間中に駐車スペースをお借りすることが可能な場合、最大何台程度のスペースをお貸しいただけますでしょうか。	契約後の協議により決定します。
25	【要求水準書】 施設管理システムについて	35	第4	2	(1)				質問	施設管理システムは専用端末から入力とありますが、想定されている端末（PC、タブレット等）や設置場所、操作可能時間をご教示いただけますでしょうか。	専用タブレット端末を事業期間中貸与しますので、事業者にて管理してください。 操作時間は、原則24時間可能です。 詳細については、契約後の協議にて定めます。
26	【要求水準書】 年次点検及び精密点検の周期	35	第4	2	(2)	ア	(イ)		質問	「沈でん池の水抜きを伴う点検は、池内清掃時に行うこと」と明記されており、同項(5)池内清掃には「清掃時期は企業団が指定する」、別紙8にはその周期が明示されています。また、落札者決定基準においては事業開始後のモニタリングによる池内清掃頻度に係る提案をする旨明記されています。更には提案時はTBM、事業開始後はCBM並行する旨過去質疑回答があったことを勘案すると、技術提案時における水抜きを伴う点検の頻度は別紙8に明示の周期と同一となる理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、選定した機器仕様の向上や使用環境への適合性などから、別紙8に記載の周期よりも機器点検の周期を長期間想定する場合はその限りではありません。
27	【要求水準書】 水抜き時の機器停止について	35	第4	2	(2)	ア	(ク)	B	質問	沈殿池機械の停止に関する制約が明記されていますが、水抜きを伴う点検を実施する際はその限りではないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該箇所の記載は、運用池の複数台のフロキュレーターのうち、1台を停止し機器の保守点検を行うことを想定したものです。
28	【要求水準書】 計画修繕について	36	第4	2	(3)	エ オ カ			質問	前年度7月までに協議した修繕内容及び金額に基づき、事業者が作成した概要書を企業団内部で予算審査・査定し、決定した金額等で翌年度に修繕を実施するとされています。 企業団内部の予算審査・予算査定にて決定されず、該当の修繕が貴企業団判断にて延期または計画変となった場合において、当該施設の劣化進行、不具合・故障が発生した場合の責任は免責されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
29	【要求水準書】 計画修繕の技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額	37	第4	2	(3)	ク			質問	「原則として事業者の維持管理業務委託契約金額の範囲内で実施すること。ただし、技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこと。」について 維持管理業務委託契約金額は、入札価格を基に決定される計画修繕費相当額と理解してよろしいでしょうか。 また、技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額は、入札価格とは異なる金額を技術提案書で示すという理解でよろしいでしょうか。その場合、どの様式で示す必要があるかご教示お願いします。	前段はご理解のとおりです。 後段についてもご理解のとおりですが、様式は。Ⅳ-7-3-③補足資料で作成してください。
30	【要求水準書】 不可抗力による修繕費用について	37	第4	2	(3)	ク			質問	計画修繕の実施金額について、技術提案時に事業者が設定する修繕費用の上限額を超えることは原則不可（インフレスライド等を除く）とされていますが、地震等の不可抗力による想定外の機器損傷・機能不全により当該上限額を超える緊急の修繕が必要となった場合の取扱いについては、契約時に協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	【要求水準書】 修繕費上限額超過時の扱いについて	37	第4	2	(3)	ク			質問	修繕費用については、基本的には技術提案時の上限額の遵守を原則としますが、事業期間の長期性に鑑み、真にやむを得ない事由により上限を超える対応が必要となった場合には、貴企業団と協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	【要求水準書】 池内清掃用具について	37	第4	2	(5)				質問	第3章 施工（工事）に関する要求水準には「沈でん池清掃に必要な作業用用具等（散水栓接続ホース、ノズル、トンボ、安全帯、雨合羽等）は事業者が用意すること。」とあります。 第4章 維持管理業務に関する要求水準の池内清掃には清掃に必要な作業用具についての記載がありません。維持管理業務においては浄水場に既設の清掃用具や散水設備、保管倉庫等は無償で借用できるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務期間中においても清掃作業に必要なとなる用具については事業者で用意してください。
33	【要求水準書】 池内清掃用具について	38	第4	2	(5)	カ	(オ)		質問	急速混和池及び薬原水渠の堆積汚泥の清掃作業における、汚泥吸引の要否と要する場合の吸引対象汚泥量（㎡）と想定される1ブロック当たりの必要台数（何台×何日）をご教示ください。	過去の実績では、各ブロックの急速混和池及び薬原水渠の排水に汚泥吸引車(理論風量20㎡/min) 1台×1日、またはサンドポンプ（1.5kW200V）を1台×3日間程度が必要となりました。 実際の汚泥量については、第1回閲覧資料を参照ください。
34	【要求水準書】 池内清掃期間について	38	第4	2	(5)	カ	(コ)		質問	急速混和池及び薬原水渠の清掃は、2日以内に作業を完了させ、通水を可能とすることとありますが、沈でん池清掃の期間の制限はありますか。	水処理を停止しての清掃期間は、沈でん池1池あたり2週間を想定しています。 清掃可能時期については、その時の必要浄水処理量を確認し、双方協議したうえで決定します。